

若越郷土研究

54の2

近世越前における越前岬以北の しいら漬漁場争いについて

岡田 健彦

はじめに

安永期から天明期（一七七一―一七八八年）にかけての福井藩中領蒲生浦と小丹生浦から下の大丹生浦、南菅生浦、北菅生浦、長橋浦、松陰浦、蓑浦、和布浦までの福井藩下領八ヶ浦図¹とで海論があった。（註¹）

福井市白浜欣浄寺文書からこの海論について述べてみたい。

蒲生浦は、しいら沖漬漁は往古よりやっている事であると実績を主張し、八ヶ浦は漬漁には往古から互いに極め事になっている各浦の糸地^{とじ}があり、糸地は瀬の外の沖まで占有されるべきものであると主張した。

岡田 近世越前における越前岬以北のしいら漬漁場争いについて

糸地とは、海岸から遠く離れた沖合に出てそれぞれの山図²の形と、海岸に近い特定の山の頂や山腹の斜面との見通しと、嶋・岬などとの見通しとの重なり合いに対して名付けた名称であり、漁場・海境を指している。

先ず本論の前にしいら漬、糸地について説明し、この漬漁場の争いのやり取りを通して糸地と罾漬の関係、そしてなぜ争いになったか、および罾漬漁の発展と問題点を考えてみることにする。



図1 越前岬以北の浦々（日本歴史地名大系・福井県全図（平凡社）引用）

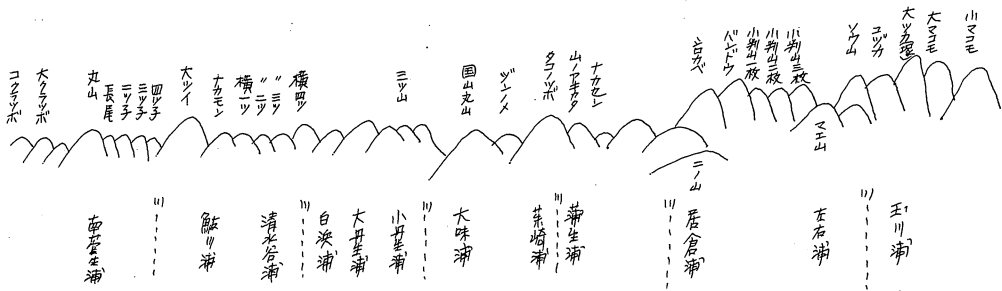


図2 鱚漬木場山当図（蒲生青木喬蔵（福井市史資料編（絵図・地図））
注）糸地山のみ抜書きし調製。糸地山は地図の山名と相違している。

一 鱚漬について

しいらの漁獲は昔も現在も専ら漬漁による。近年の福井県のしいら漁獲は平成一九年（二〇〇七年）以降実績が挙がっていない表1。県の操業許可できる総数枠は昭和五七年（一九八二）から四四隻分（一隻につき漬は一ニヶ所から二五ヶ所枠）表2あるが申請許可免許は越前町・敦賀市・おおい町・若狭町に限られている。

魚価が低く利益が上からないから一〇年前で三・四隻が操業していたが、許可申請をする船が更に減少しここ数年で一隻となり（おおい町大島漁協梅田一男）、平成二一年では誰も操業しない状況になってしまった。従って漬以外の定置網や釣りで漁獲された鱚が時々市場に出回っているが数は微々たるものである。この状況が続けば漬漁は絶えてしまう恐れがある。

漬漁とは一般的には鱚漬漁のことであるが、この漁は海面の浮遊物に集まる鱚・鰈などの習性を利用してはいるが、山陰・北陸で昔から採用されていた漁法で、海面に漬木を敷設しそれに集まった鱚・鰈などの魚群を網や釣りで捕獲する漁法である。

江戸時代の多くの日本海沿岸では又、この

19年福井県水産統計から
福井県農林統計協会21年3月作成

表1 福井県しいら漁

年度	漁獲量 ^ト	生産額百万円
H14	74	17
15	143	10
16	167	13
17	124	8
18	82	6
19

表2 しいら漬漁業

申請者の住所	漁場	操業期間	隻数	1許可当たりの漬の数
越前町	1	7/1~10/31	3	12個以内
越前町	2	7/1~10/31	1	12個以内
越前町	3	6/1~10/31	6	12個以内
敦賀市	4	6/16~10/15	4	15個以内
おおい町	5	6/16~11/30	24	25個以内
高浜町和田地域	6	7/15~11/30	6	25個以内

県農林水産部水産課資料、漁場図は省略する

若狭・越前地方では漬に集まった鱻の漁獲は釣りによった。九州地方では施網により捕獲した。尤も福井県でも昭和四〇年頃から施網が使用されだした。

漬木の筏は県内では一般的に上から順に二本、三本、四本、五本とピラミッド状に四段に組まれ十数本をロープで数カ所結束してある。長さはそれぞれ六間、五間、四間、三間と順次短くなっている(福井市史・漁場図)。明治の頃くらいまでは桐を利用していたが、桐不足で孟宗竹に代わった。孟宗竹の左右どちらかの節の内側が切れ目で波音が出るように工夫されている図³。

鱻が主で次いで鰈・福来魚ふくろま、その他ヒラマサ・カツオ・カンパチ・カワハギ・オキアジなどが寄る。鱻は刺身・塩焼きなどで食するのが大変美味しい。しかし夏場の魚であるので鮮度の保持が難しく昔は専ら塩物に加工し



図3 鱻漬木・岡田健彦文書
海面の漬木に鱻が寄っている。
海底に砂俵がある

て出荷された。

漁場は沖合四里位迄は瀬の内、即ち磯漬。それ以外遠の沖の漬は瀬の外であり沖漬といわれた。

大正時代初期までの無動力船では、漬は沖合一五里ぐらい迄だったが、大正一〇年代の発動機・動力船の普及によって六〇哩かいら(二八里位)も沖合へ漁場の拡大になった。そして沖に向け漬を一・五km位の間隔で二・三ヶ所から一〇ヶ所位を設置した。尤も明治初年の白浜浦の沖漬漁の例では八km(二里)間隔で漬木を施設している図⁴。

なお、鰈も鱻と同じ習性で鱻漬木に群れるのである。鰈漬については、明治一一年小樽浦水産事項取調(小樽区有文書)に「桐ノ木ヲ数十本結びカラケ是二碇ヲ付海中ニ浮ヘ置ク是ヲ附ト云フ、其陰エ該魚ヲ集メ憩遊スルモノナリ、釣捕スルヲ便トス」とあり、そして附は夏土用後より秋ノ土用までの付場とする、則ち八月上旬から一月上旬までを漁期としたから、鱻漬より二ヶ月程始期が遅れ終期は一ヶ月ほどずれる。そして漁期が終われば砂俵の綱を切り、漬木は持ち帰る。

二 糸地について

「糸地いとじ」は本来は「いとじ」のことであった。往古は居途路・糸渡路・糸途地・糸地などと表記されたが、江戸時代も中葉になると省略され途地・渡路・糸地と記載され呼ばれるようになった²。

いわゆる一般的に「山あて」と謂われているもので、トジという言葉は越前各浦固有の呼称で、敦賀辺りから加賀の橋立辺りまでで使用されていた(小塩町の中田正二七〇才談)。能登の西海七浦しちうら辺りは「山目」。若狭辺では世久見は「山見」、下中郡外八ヶ浦では「山筋」、神子浦は「山目」・「山目筋」などといわれる。海上から見て遠方の見当てる山々の頂、峰、谷間、稜線と沿岸に近い山とを見通し、上や下の山かみ或いは岬の突端、嶋の側面などと結び位置場所を確定するのであるが、漁場の位置や海境を確定する往古からの漁民の技法である。

但し、今争っている地域の居倉浦から和布浦の浦々では、遠方の山々かみと上の山かみ或いは下山しもやま又は南北の岬・嶋などを見当てるにしている(白浜町板倉音吉談80才)。

岡田 近世越前における越前岬以北のしいら漬漁場争いについて

漁民は特に船頭や舵取りにはトジの知識は十分心得て置くべきものであった。沖漁や回船の航海にあつては遠方の山々を読む知識は必須の要件である。霞や霧が一瞬晴れたときなど流された自船の位置がどの辺りにいるか直ぐ判断が出来なければ、あらしの時進むべき方角の判断を誤り即刻遭難の危険が伴うのである。

トジは後には転じて漁場そのものを指す場合にも使われる。享保五年十月十七日「口上之覚」〔港町漁家組合文書〕に

一 夜釣りいか付ケ之義ハ・ち・(糸地)の場所ニ御座候

此夜つりいか付ケ之義ハ、岡崎之とちと申而、いか・さば之場所

二而、殊ニ五月末最中に御座候事

また、海境として湾の境界を「本トウジ、西トウジ、東トウジ」など記載している。^④

三 漁場争いの経緯と双方の申分

天明元年(一七八一)閏五月、菅生・北菅生・長橋・松陰・蓑・和布の六ヶ浦から蒲

生浦の鰯漬場についての訴訟が福井藩下領奉行宛に提出されている。それによると自分達の鰯漬場の沖である瀬の外の横尾一つ・横尾二つの糸地(漁場)に、蒲生浦猟師共が昨年鰯漬木三ヶ所入れ夏中猟をした為、瀬の内

の磯木には鰯付かず甚だ不猟難渋になった。ここ横尾一つ・横尾二つは遠い瀬沖であるが我等の糸地(漁場)である。「浦々ニ地先キ糸地と申物有之・糸地ハ格別、他浦之沖へ新規鰯付木等入申事ハ先規より浦法も有之候間、不罷成義ニ而御座候」と訴え、蒲生浦に横尾一つより下へは漬場入らないよう申し付けてほしい。若し引き続き希望をするなら一年切りの場賃で一作拵しにしたい。との願書が出される。^⑤

一ヶ月後の六月更に小丹生・大丹生浦が六ヶ浦側に加わり、八ヶ浦から改めて訴訟状が提出されると、同年七月には蒲生浦から返答書が出され、八月八ヶ浦から再応答書提出がされている。

(二) 八ヶ浦訴訟

天明元年(1781)六月小丹生浦他七ヶ浦が庄屋・長百姓連署で訴えた内容は、蒲生浦が安永五年(1776)から鰯漬木を他浦地先へ二ヶ所打ち(施設すること)、昨年の安永九年(1780)糸地横尾二つ、横尾一つへ三ヶ所の鰯漬木、中ノ物へ二ヶ所計五ヶ所打つ。蒲生浦の行為は打ち捨てがたい事であるが、そのうちに過ちが判り、改めると思い見咎めず穩便に済ましてきたし、菜崎浦とも鰯漬の件で訴訟中であつたので、御上からも蒲生浦の件については暫く待つよう指導があり、安永五年の懸合は昨年見合させたのである。

天明元年鰯漬木打ち入り前の五月に、またまた増長し四ヶ所昨年と違った下沖へ打ち出した。

則ち小丹生浦・大丹生浦両村の糸地先大ずい出し上の沖の菜崎沖に一ヶ所、瀬沖の中ノ物壱はいかれの浜、横尾の方へ片寄せて一ヶ所、菅生・長橋の糸地先横尾一つ、横尾二つの下りに二ヶ所である。そこで下領奉行所へ訴えたのである。(傍点筆者以下同じ)

【蒲生浦と菜崎浦の出入り要旨】

安永九年六月から一二月にかけて蒲生浦舟持舟頭連名二〇人から「此度、先年から蒲生浦が沖漬けしてきた場所へ菜崎浦が新規に鱈漬け木を三柄(三ヶ所)打つ、一三年以前の明和四年(一七六七)に一柄として去々年の安永七年(一七七八)に一柄入れたが

隣浦の好身で見逃してきたが蒲生浦獵場差支につき「漬木取払方を村役人へ訴えた出来事である。奉行所が絵面等で調べたところ双方共相違していたので蒲生・菜崎一年ごとに漬木を交代する案を示すも不調になったため、三柄を半分にする仲裁案を出したが、蒲生浦は納得せず来年の夏、海に出て再度見分することとなる。しかし結果は不明。このなかで蒲生浦の主張は、蒲生浦の夏秋の鱈漁はだいたい沖

漁であるが、菜崎浦は古来より沖付けの場所はない浦であるという。

(一) 蒲生浦返答書

これに対し蒲生浦から天明元年七月総代・長百姓・庄屋連名で返答書が出される。

- ① 八ヶ浦は沖漬木については五年前からと訴えているが古来よりの仕来たりである。
- ② 指摘の四ヶ所は蒲生浦海先沖の漁場で菅生・長橋の糸地先などはない。則ち横尾

一つ大高見は蒲生浦地付根付の海先である。蒲生浦が漬木している三ヶ所の引取を申しているが他浦沖へは漬木は入れていない。

- ③ 菅生・長橋が菜崎浦万右衛門、嘉兵衛へ一作押し横尾一つ・大高見は、蒲生浦地付根付の海先であるので取り払い願いたい、蒲生浦の古来からの権利を申し立てる。

七月二一日八ヶ浦の役人は下領役所へ召し出され、蒲生浦返答書を読み聞かされ、その上で八ヶ浦の再返答書の提出を命じられる。

(三) 八ヶ浦再返答書

天明元年八月八ヶ浦の反論内容は

- ① 鱈漁の沖漬はどの浦にも古来よりは無く、蒲生浦が五ヶ年以前の安永五年から始めたのが最初である。大丹生・小丹生の海先中ノ物かれの浜と申す所へ二ヶ所、そして昨年安永九年菅生・長橋より下沖の横尾一つ、横尾二つへ三ヶ所始めて打ち入れたものである。

御料玉川と蒲生の両浦に限り沖漬をして来た等とはどの浦人も見聞きしてない。横尾一つ、二つと言う山糸地は、菅生より和布沖に限って言うのであつて外浦には右の糸地山は無い。

○「地付根付」と言っているが、かつて聞いた事のない珍語である。どの様な意味かわからない。

山糸地について八ヶ浦は改めて説明し、関係浦々の山糸地の名称を挙げ往古からの定法と主張している。それによると

○ 山糸地とは北国筋浦々においては一浦一浦に山糸地の極まりがあり、獵舟ならびに商船など回船筋一統その山糸地を見当てに、申し唱え往來しているものである。

○ 往古からの各浦々の定法山糸地は

・ 蒲生浦　みつば山則ち蒲生四つこ
 ・ 菜崎浦　ほのけ山と申すが蒲生の糸地
 ・ 小丹生浦　国山丸山笠山の山高見
 ・ 横尾一つ、横尾二つへ三ヶ所始めて打ち入れたものである。
 国山ながご二枚大ずい半中か
 れの浜

・大丹生浦 国山ながご二枚大ずい片合の

方の明方

・枝白浜 小中物出し

・鮎川 大中物出し

・南菅生 横尾一つ大高見

・長橋浦 横尾二つ大ぼのけたを

・松陰浦 横尾三つ大高見

・蓑浦 横四つたを

・和布浦 横四つ小いふたご

③ である、そして蒲生浦の主張を「鮎川、大丹生浦、小丹生浦、大味、菜崎五ヶ浦の海先糸地山と申すは笠山大ずい中半大ずい片合わせ、小中物大中物と申す山を横尾一つと横尾二つの間に入れ申す所存に御座候哉」と矛盾を指摘している。蒲生より下浦筋瀬の外に八ヶ浦の漁場が無いとなると、瀬沖は残らず蒲生浦の海となり各浦々は毎年何百匁の海役を上納している訳は全く納得できない。下領

浦々は一浦一海毎に境を立て支配をした
いと思う。それにつけても菅生・長橋か
ら和布沖までの間に蒲生罾漬け三ヶ所打
ち入っているが、取り払い方仰せ付けて

いただきたい。

④ 瀬内瀬沖の山糸地は漁師にしか理解出来

ないから八ヶ浦漁師と蒲生浦漁師が直接

会って相対で古法通り裁き方について話

し合いたいと当方の漁師共は言っている。

若し海上で争いにでもなると大変なこと

になるので言上する次第である。

以上が双方の言い分の要旨である。

この争論での問題点は、「横尾一つ大高見」は「浦々定法山糸地」では南菅生の糸地に定められているに拘わらず、蒲生浦は自浦の糸地であり地付根付の海先であると権利を主張していることである。一般的には地付根付とは地先の漁業権および海藻・鮑・榮螺など磯見漁権があることを意味しているが、ここでは蒲生浦が権利を強調した表現と思われる。

(四) 八ヶ浦の糸地

浦々の漬場は各浦申し合わせて古来から糸地は決められていた。何時決めたかについては記録がないから不明である。天明元年辛丑八月の「浦々山糸地往古以来定跡」(長橋小林

表 3

浦名	浦々山糸地往古以来定跡		八ヶ浦申立糸地定法
蒲生浦	真沖戌方	四つご出シ	みつぼ山即ち蒲生四つごほのけ山
菜崎浦	々	笠山出シ	国山丸山笠山の太高見
大味浦	々		
小丹生浦	々	笠山持大ずい半中	国山ながご二枚大ずい半中かれの浜
大丹生浦	々	大ずい片合明方	国山ながご二枚大ずい片合方の明方
白浜	々	小中物	小中物出し
鮎川浦	々	大中物出シ	大中物出し
南菅生浦	々	横壹つ	横尾壹ツ大高見
北菅生浦	々	横壹つ	横壹ツ
長橋浦	々	横貳つ	横二ツ大ぼのけたを
松陰浦	々	横三つ	横三ツ大高見
蓑浦	々	横四つ	横四ツたを
和布浦	々	横四つ小ぶたがせ	横四ツ小いふたご

*註 大味浦は安永・天明の時代には既に漁獵を止めていたので、罾漬糸地の記録はない。何時からかは不明。

与三右衛門文書」と八ヶ浦再応答書の糸地定法を挙げると表3である。

各浦の地先から戌(西北西)の方向見通しであり、糸地山を見当てにしている。蒲生浦は糸地山「四つ子出し」が見当山である。この糸地線上にその浦の鱧漬木が何カ所も設置される。「右者浦々糸地山古来より定法如此御座候」の定跡は申立内容と重なり相違はない。

八ヶ浦再応答書には「浦々山糸地往古以来定法図」が添付されていたが、残念ながらその写し・控えがない故詳細は分からない。なお、図2に表示されている糸地山は明治初年当時の主なもので、実際はもっと広範囲に細かく多くの山名が有るが省略され表示されていない。天明時代と山名が変わっている場合もある。従ってそのまま安永・天明時代に当てはめる訳にはいかない。

四 漁村としての蒲生浦の位置づけ

元禄五年八月の蒲生浦は「当浦の義往古より獵魚持生々候、御年貢上納・海役・其外諸納相勤め渡世仕来り申候」浦方で漬漁、延縄一本釣り、各種網漁、磯見、海士等が盛んで年間魚が獲れる漁村である。田方五石余、畠方二八石余の高三四石一斗八升余福井藩領、家数一〇四軒、沖漁舟一五艘。北隣の茱崎浦と共に福井藩へ「夏土用中三四十里の沖中へ乗出」延縄での獵で初鱈を献上していたが、天明八年(一七八八)甲楽城浦の鮎と引き替えになって中止されたという。

沖漁には一艘に五・六人の水主を要したから九〇人近くの獵師がいたことになる。

また、敦賀川向(両浜(御所辻子、唐仁橋)と立石浦が手繰網で出入りとなり立石浦の元禄一二年五月返答書のなかで「越前浦二ハかふらき浦・ぬかの浦・高佐浦・くりや浦・玉川浦・そう浦・いくら浦・かも浦、若狭浦二ハ早瀬浦・・右之浦々底縄獵相やめ近年より鱧引二罷出候、云々(刀根秋男文書)」と当時の蒲生浦の底縄漁(延縄)や鱧引(手繰網)など沖漁について越前浦々等の状況にも触れ

岡田 近世越前における越前岬以北のしいら漬漁場争いについて

表4 越前諸浦の役舟<：福井市史・通史2>から抜粋引用 肴役舟は慶長18年の割

浦名	舟橋役舟	肴役舟数(艘)	浦名	舟橋役舟	肴役舟数(艘)	浦名	舟橋役舟	肴役舟数(艘)	浦名	舟橋役舟	肴役舟数(艘)
高佐浦	1	3	宇ミ浦*5	3	13	小丹生浦	3*2	4	免羅浦	1	3
くりや・茂原	1	1	たま川	1.5	7	大丹生浦		3	三国新保浦	2	13
道口浦	2	8	左右浦	0.5	1	相川浦		2	宿浦	1.5	1
大幢浦*6	1	5	伊倉浦	1	3	す川浦*4		1	米ケわき	0.5	5
小幢浦*6	1	4	かも浦	3*1	9	長橋浦	1	3	北方浦	2	4
新保浦	2	9	くミさき		1	松影浦	1*3	2	安島	1	
宿浦	2	9	大み	1	3	見の浦		3	崎	1	

註*1 蒲生・茱崎の舟橋役舟は2浦で3艘

*2 小丹生・大丹生・鮎川・南北菅生の舟橋役舟は5浦で3艘

*3 松陰・蓑の舟橋役舟は2浦で1艘

*4 但し、舟なく候へ共さかなはつり(肴役割り当てについて)

*5 海浦(宇ミ浦)は上海浦と下海浦の2ヶ浦

*6 大幢浦は大幢浦、小幢浦は小幢浦

ている。

この時代各浦の漁業は急速に発達し越前・若狭沖漁が入会に至ったといわれる。⁸⁾

「越前諸浦の役船」から丹生郡・坂井郡関係を掲げると表4の通りであるが当時の浦々のおおよその規模を反映したもので蒲生浦は越前の諸浦の中で有力な漁村であったことがわかる。

大丹生・小丹生浦は大味境から鮎川境まで沓里(三六丁)あり、蒲生浦の海岸は居倉境より菜崎境まで一〇丁余(六〇〇間)で狭隘であると、下領八ヶ浦は再応答書のなかで指摘している。しかし実際は蒲生浦の海岸線は二三四で菜崎が一〇丁であるが、安永・天明期における八ヶ浦漬漁と、以前から沖漁に進出していた舟持船頭二〇名に成長していた蒲生浦漬漁、との漁場争い衝突は必然的であった。田畑共に少ない村方にあつては漁獵に力を入れ、頼らざるを得なかつたのである。

五 越前における沖漁、漬木の沖漬はいつ頃から始まつたか

(一) 沖漁について

長禄四年(一四六〇)の川野浦(河野浦)納所注文(刀禰新左衛門家文書)に惣社への納所分に白米・あわ・かれい・あわび等の外に鱈がみえる。

文明八年(一四七六)二月廿日の若狭御賀尾浦への請取節季御美物事に「鱈 拾貳唯(喉)」⁹⁾とあり、この時代既に贈答品として定着していたのである。また、文明三年(一四七二)八月日の越知神社文書「山方分年貢公事注文」の中に浦の納所として「しほ(塩)、あわひ(串鮑)、さたい(細鯛)、するめ(鯛)、とひうを(飛魚、ひたい(干鯛)、しほたら(塩鱈)、のり(海苔)、おううを見かき(大魚身欠)、さしさハ(刺鯖)、さは(鯖)などが挙げられている。¹⁰⁾

浦の納所とは越知神社支配下の近郷浦々のことであるが、どこの浦か特定は困難である。内容は春から八月の夏場にかけての海産物で

あるが、この時期大魚とは鰈などが有るがやはり、鱈が考えられる。

この時代の鱈漁については釣りと思われるが、釣り糸や釣り針が技術的には江戸時代の延縄に近い水準にあつたと考えられ、当時の越前若狭漁業は先進的であつたであろう事が推察できる。十三世紀後半から十四世紀前半の日本海には塩・海産物・農産物を積んだ津々浦々の大小の船の往来交易も活発で小浜・敦賀・三国湊など形成されたといわれる。¹¹⁾従つて文明年間には既に立網・大網なども使用されてきたから、釣漁も可成りの技術にあつても不思議ではない。

若狭湾では最も先進地であつた敦賀漁師町の延縄と手繰の沖漁は慶長期(一五九六～一六一四)には始まつていたとされる。「寛文雑記」に元和元年(一六一五)頃の状況について「当地より一五、六里沖二而小鯛并赤物釣申候、春二罷成へは敦賀より二十里沖へ罷出、手くり網を引いたという。¹²⁾

寛永一五年(一六三八)編纂の「毛吹草」に三国湊の特産として鱈・蒸鱈・あら(水深五〇位迄に生息)・大蛸・老海鼠・鮭・

鱒などを挙げているし、又松平文庫「世譜」の光通時代に国産初鱒献上について明暦三年（二六五七）八月に將軍への献上記録がある。一箱二十とあるから干鱒であった。そして「但、従是以前にも初鱒献上之事可有之候へ共御記録類二不詳ニ付此御奉書を以初而御献上之書法ニ准し記之」とあるから、明暦以前から献上があったことが伺える。生鱒献上については寛文二年（一六六二）二月に記載がみられる。「寒中両度生鱒三隻」いわゆる御寒鱒のことである。

以上の記録から判断すると、越前岬以北も南の各浦と同様蒲生浦・菜崎浦・白浜・清水谷など有力な漁村では寛永時代、遅くとも承応以前（一六五二～一六五四）には沖底延縄漁等が普及していたと言える。

初鱒については、正保四年から天和年間（一六四七～一六八三）までと思われる米ノ玉村文書に福井藩からの割り当て申し付けに、高佐浦・米ノ浦では小舟ばかりで道具もなく鱒猟はしていないから下浦へ依頼して買い入れている。従って大変迷惑している、と訴えている記録がある。

初鱒の漁法について天保九年九月の申し合

わせ文中に、「古来より初鱒繩はえ漁秋半土用過より可致定之処」とあり蒲生浦から和布浦での一〇ヶ浦では延縄漁であった事が分かる。従って鱒、鰈、鯛、はまちなどは主として延縄による沖漁であった。そして漬漁以外の漁場は、原則として沖漁は入会（共同）であった。尤も、商品経済が一段と活発になる幕末の文政の頃になると町・在での魚の需要増や漁商人（仲買人兼親方）による前貸し資金である仕込も増え、各浦々でも漁業に一段と力を入れるようになり、地先沖合では今までの慣行浦法を破る動きが出て他浦に対し入会を排除規制する動きが出てくる。

天保元年（一八三〇）三月に蒲生浦・菜崎浦が大丹生・鮎川・南菅生・長橋・蓑浦・松陰・和布の各浦から「是迄ハ沖漁入会ニ致来候得共、向後当両浦之はえ繩之分ハ小丹生浦大森境より下も方へ參、はへ繩致ス間敷」と申し懸けられ出入りとなる。そして蒲生・菜崎の両浦は同月末に鮎川浦に、はまち網・鯛網・小鯛網等の時期は延縄はしない旨一札を入れる事となる。

（二） 沖漬について

鱒沖漬は、蒲生浦返答書に「舟路道法一八里」ばかり乗り出した場所と言っているから磯漬からは遙かに遠く肉眼では見えないところとなる。明治一〇年前後と思われる白浜浦の鱒漬木絵図（図4）では山本三四郎漬場下山笠山・上山大高見が最も遠方で一七里半であった。

蒲生浦に近い左右浦と玉川浦の海論を通じて沖漬について、そして浦法との関係について考えたい。

左右浦と玉川浦の延宝五年（一六七七）の鱒漬場争いで玉川浦は漬について「漬と申は沖にて鱒を釣申企にて御座候、六月時分より大繩を拵へ海底へ砂俵をおもりに入れ、うけ（浮き）には桐木を仕り、海に漬置申事にて御座候」と説明し「以前（六年前 寛文一一年・一六七二）敦賀手繰網舟之出入に付、諸浦（玉川より上）の途地山を相改、無紛所を絵図に仕、御公儀へ上浦より指上置申候」と言上している。これは越前宿浦、新保浦の海先や各浦の漬木の海域まで敦賀沖漁が進出し鱒漬け漁場荒らしが深刻になったため、寛文

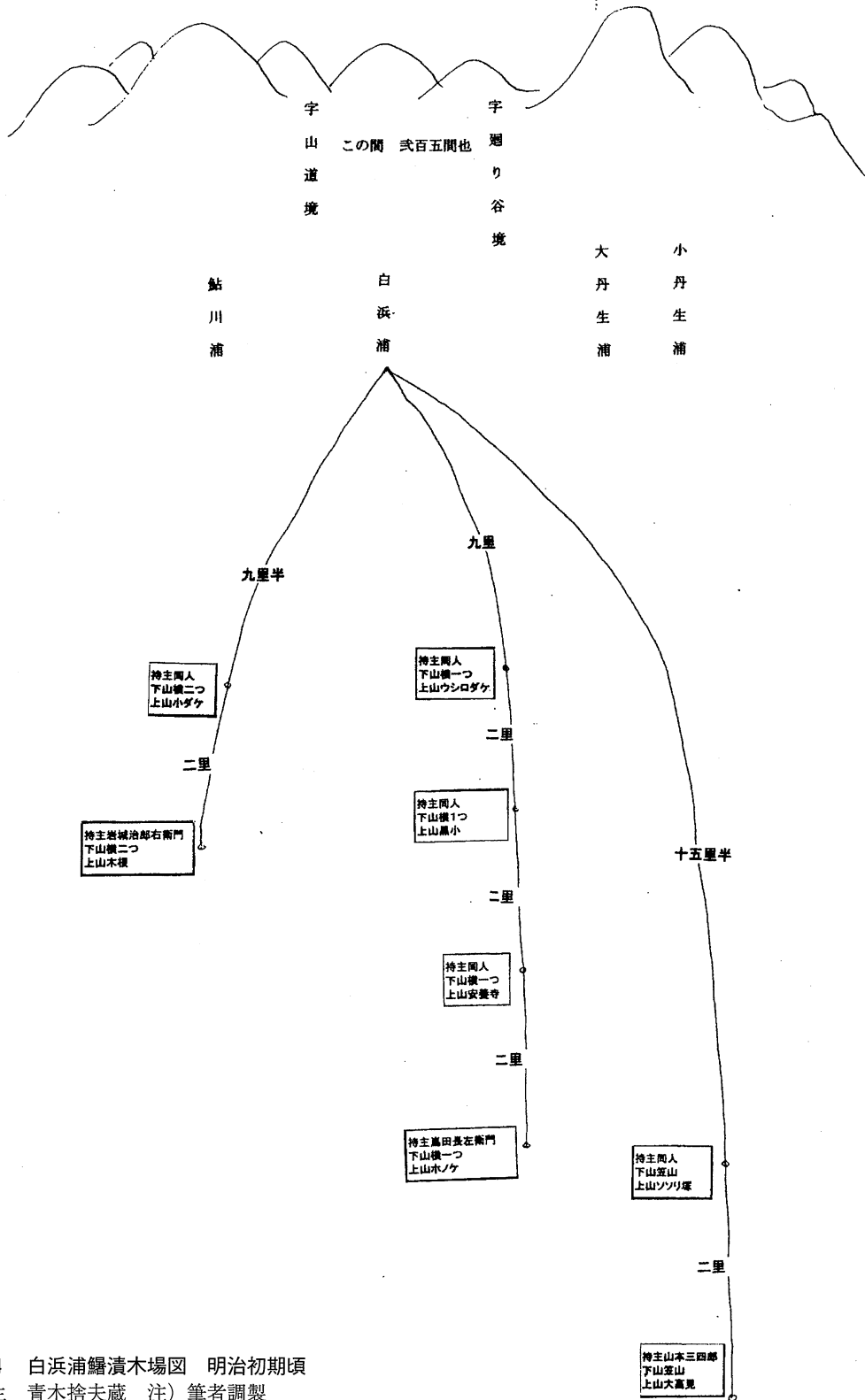


図4 白浜浦鱚漬木場図 明治初期頃
浦生 青木捨夫蔵 注) 筆者調製

一 一年米ノ浦から玉川浦間までの各浦が集まり改めて糸路の場所確認を申し合わせ藩に糸地絵面改を提出したのであるが、同時にこの事は、越前各浦の沖漬が寛文時代以前から既にされていたことを意味している。

左右浦の延宝五年巳一〇月一二日返答書に¹⁹⁾

「先年は左右浦大所之由承伝候得共、次第二船頭退転仕舟数も無御座候故、近年は手寄近き所五六里斗の内に漬打申候、(中略)左右浦より沖遠く出申事近年希に御座候、玉川浦は大所にて次第に舟数多罷成申に付て、沖遠く罷出獵仕候へば、自然左右浦の大塚居^{おつかいどじ}途路の内、遠沖を盗漬打申候事も不存候、此上は御検使を被成立自今以後は左右浦の途地への縦何十里沖にて御座候共、押領不仕候様ニ被成仰付可下候御事」と訴えている。以前は左右浦は沖漬していたが、今では玉川浦は左右浦の糸地大塚の沖漬場の盗漬をしていると申し立てて咎めている。

これは漬については、遠沖であつても入会を否定しているのである。糸地の見通し線上はその浦の権利を認めているのが古来からの浦法であつたことを示している。

岡田 近世越前における越前岬以北のしいら漬漁場争いについて

罾沖漬について蒲生浦は返答書の中で「御料玉川浦と当浦の外、決して罾獵沖漬の儀無御座候」と申し立てしているが当時の認識としては間違つてはいないのである。

六 漬場の拡大発展と浦法との関係

越前若狭で罾の最も古い記録として文明年間(一四七〇年代)の大音文書に「しいら五²⁰⁾こん」とある。漬で獲つたものかどうか不明であるが、既にこの時代には漁獲されていたのである。

罾漬について最も古い記録は、正保二年(一六四五)に左右浦が上梅浦太郎右衛門に漬場を貸したとある。左右浦と玉川浦が罾漬場で争いになり左右浦の再応答書(延宝五年一六七七年)に「大塚山目当長山 二子両所は、三二年前に三年之間上梅浦太郎右衛門と申者に貸申候」とある。²¹⁾従つて寛永時代には既に各地で漬漁は普及していたと考えられる。

罾漬・鯀漬などの漬漁はこの糸地地先見通し線上に瀬の内・瀬の外(瀬沖)を問わず間隔をおいて何方所かの漬場を定め漁場とした。従つて必要があれば当然一〇数里離れた沖に

も漬木を入れたのである。

漁場に漬木を打入れるには資力と労力を要したため浦共同体としてするか、資力の有る親方・船頭の中には希望者が村に請料を払つて漁業権を借り請け、漬木漁をした。

長い年月には浦が年貢等で財政的に難渋したとき、一つ一つの漬場そのものが売買の対象となり、村から個人の財産として移つていったものと思われる。浦・個人支配の漬場は一七世紀中頃の正保年間には村内を越えて他浦の者にも賃貸借されるようになった。村内に希望者がいなければ他浦の者に貸すのはやむを得ない、又他浦の者には売買禁止(元禄一二年)と申し合わせであつたが、個人支配が進み一八世紀と時代が下がると大丹生浦・北菅生浦など浦方によつては村内の規制も守られなくなり(延享三年)、他浦の者にも永代売買されるようになった。

漬漁場の支配権(所有)が売買されるようになる。浦法の制約の無い権利として流通させ、浦法に基づいた糸地定法の機能を変質させ瀬沖における蒲生浦沖漬の申分に都合のよい影響を与える要因になつたと考えられる。

それぞれの事例①②③を挙げると

例① 一札之事²²⁾

但 よこお巻つ ほのけ 午年隄ニかり申所
実正也 何時成とも貴様つけ木御うち被成候
者急度相渡可申候、其時我等も何ニかの儀申
間敷候・中略

承応三年(一六五三) 午六月廿八日

かも浦 孫左衛門(花押)

大丹生浦 助右衛門殿

まいる

例② 一札之事²³⁾

一 助右衛門纏つけ場売被申候二付、則私相
対にて買申候、就夫纏つけ場他領村江口入仕
売申間敷旨、堅村庄より被申渡髓承届申候、
左様成儀ハ曾テ不仕候、尤此以後も内所にて
此つけ場他村売申間敷、尚又忝年貸しニも居
浦舟持衆へかり候歟承、居浦ニ望無之候へハ、
他村へ忝年かしニもかし賃其上証文取かし可
申候、為後日一札仍而如件

元禄拾貳年(一六九九)

大丹生浦

卯十二月廿四日

八兵衛(印)

例③ 纏つけ定一札之事²⁴⁾

とじ

一 横尾二つ 小しやう黒子上也
右(漬) 木之場貴様御望ニ付永々売渡し申候、
則代銀請取御公儀様江当寅ノ御年貢ニ上納仕
候処実正ニ御座候、然上者末々御支配被成候
儀一言申分無御座候・中略

延享三年(一七四六)

大丹生浦本人

五郎兵衛(印)

寅十月日

請人長百生

孫右衛門(印)

同 庄や

藤右衛門(印)

長橋浦

市右衛門殿

長百姓・庄屋が請人となり他浦の者に永代販
売された。これは自ら先規を破ったことにな
り、買い受けた者は浦法の規制を受けないこ
ととなる。

天明の頃ともなると纏や鰯漬場は各浦々の
糸地上には他浦の者の所有漬場や賃貸借の漬
場が入り交じり、又他浦の地先沖に拘わらず
漁獲に支障がないと見過ごされている蒲生浦
等の沖漬もかなり有ったと思われる。小丹生

・大丹生の両浦が瀬の外に鰯漬をしたいと奉
行所に出した願書のなかで「是までハ私共瀬
之外へ付木も入不申候間、指当て邪魔ニ相成
申儀も無御座候間其分ニ指置申候」と認めて
いる。今回八ヶ浦が訴えている大丹生浦・小
丹生浦地先の中ノ物かれの浜、ならびに菅生
・長橋より下沖の横尾一つ・二つの漬場はい
ずれも瀬の外の沖漬の場所である。瀬の外海
での無断沖漬と瀬内の漬漁との衝突は必然的
であつた。

次の文書は当時の入交じっている漬場の状
況が無断沖漬をしやすい事を示唆している。

天明元年(一七八二) 閏五月南菅生浦・北
菅生浦・長橋浦・松陰浦・蓑浦・和布浦の六
ヶ浦が蒲生浦の地先無断沖(横尾巻つ・横尾
式つ) 漬に対し願書の中で「瀬之内ニ而ハ往
昔より浦々ニ銘々持分有之候間、毎年請卸シ
仕付木入申候、時ニより永代売買ニも仕来り
候故色々入交り有之候、右之筋合を以たとへ
瀬之外ニ而茂浦々之糸地山与申者御座候得ハ、
他浦糸地へ無断我が儘ニ付木入申不仕管ニ御
座候」

蒲生浦沖漬の不法侵入に対し下領奉行所の裁定結果は不明であるが、蒲生浦が往古から支配しているとの主張には違法であるから直ちに排除との裁定は簡単には出来なかつたと思われる。

天明二年と思われる文書に、大丹生浦の漬場二ヶ所が蒲生浦の漬場に又候入り込んでいると蒲生浦から訴えている文書がある。この中で「獵場境正敷く儀者去年来より委細申上候趣二御座候、尤去年来ハ八ヶ浦一同出入等取組候様子ニ御座候得共唯今之形り合ニ而者、敢而八ヶ浦より当浦対し申分可仕様子ニも相見不申候得共云々」と説明している。これは裁決が未だされない現状に、八ヶ浦はそれ以上の申分はせず認めていると蒲生浦が申し立てているとも解釈できる。蒲生浦沖漬けを蒲生地先のみに限定すれば蒲生浦の漁業が致命的になる程に盛んであつた事になる。

おわりに

糸地と漬場の関係では、鱮漬場の売買は漬場そのものが流通経済の対象になり糸地の浦定法を損なう素地を生じたといえると、そし

て鱮漬の発展が封建的な浦法の規制を崩す作用を持ったとこの争論を通じ読み取れると思ふ。

江戸時代も一般的に権利の上に胡座をかいている事については、現在と同じくその主張を認めないか制限をつけるかしている。明治一〇年頃作成の玉川浦から南菅生浦の漬場（七二ヶ所）が詳しく記載されている鱮漬木場山当図は箇所毎に位置と所有者が記入され、然も浦々と背景の山名も記入されている大変貴重な図面である。漬場の位置ならびに所有者は大部分江戸時代から引き継いだものと思われる。

その様に考えると天明時代から明治一〇年迄の百年近くの間で各漬場は大きく様相を変え、鮎川・大丹生・小丹生には漬場所有者がいなく地先は他浦の所有者が占め、南菅生・白浜・菜崎は全部個人所有となり、しかも蒲生浦関係者が二五ヶ所の多数の漬場（福井市史五章四節）を占めている事は、天明時代の蒲生の沖漬が排除されることなく共存できる形でその後も連続と続いていたと考えられる。

註

- (1) 欣浄寺文書 八ヶ浦願書之事、蒲生浦返答書願書之事、八ヶ浦再返答言上候事
- (2) 越前町史（統）三〇鱮漬漁業
- (3) 大音正和家文書 県史資料8
- (4) 敦賀郡史第六節
- (5) 小林与三右衛門家文書 天明元年閏五月「乍恐口上書を以願奉候」
- (6) 青木喬文書 安永九年子六月「相渡申一札之事」、子七月「乍恐口上書を以願奉候」、子一月「乍恐口書を以御達申上候」(越廻村誌資料編)
- (7) 青木喬文書 元禄五年申ノ八月「乍恐書付を以御訴訟言上」(越廻村誌資料編)、越前国名蹟考
- (8) 日本漁業経済史中の2羽原又吉二十三章
- (9) 若狭漁村史料一二四大音文書
- (10) 福井県史 資料5
- (11) 日本社会の歴史 中 網野善彦著
- (12) 越前若狭湾の海村と地域社会 岡田孝雄著
- (13) 県史 通史4
- (14) 玉村九平文書 卯十月「乍恐御訴訟申上候」
- (15) 川端哲雄文書 天保九戌年九月「浦々漁舟締方証文」(福井市史 資料8)
- (16) 松田三左衛門文書 天明元年閏五月「はえ縄漁ニ付蒲生・菜崎両浦願書」(福井市史 資料8)
- (17) 松田三左衛門文書 寅閏三年「乍恐口上書奉願上候」・文政一三寅閏三月「相究申為取替一

若越郷土研究 五十四卷二号

札之事」(福井市史 資料8)

(18) 佐藤徳治郎文書巳九月「謹て口書言上」(越前町史上)

(19) 佐藤徳治郎文書 巳一〇月二日「乍恐以書付を返答申上候」(越前町史上)

(20) 大音文書一二七・若狭漁村史料

(21) 前掲佐藤徳治郎文書巳一〇月二日「乍恐以書付を返答申上候」

(22) 刀祢茂兵衛文書 (県史資料3)

(23) 刀祢茂兵衛文書 (県史資料3)

(24) 小林与三右衛門文書(福井市史 資料8)

(25) 青木喬文書 天明元年丑閏五月日「乍恐口書を以御達申上候」(越廼村誌資料編)

(26) 青木喬文書 寅六月「乍恐口上書を以奉願候」(越廼村誌資料編)

(27) 蒲生青木喬家所藏 福井市史・漁場図(P2

図関連)